

指定訪問看護ステーション城見運営規程

(介護・介護予防用)

第1条 (事業の目的)

この規程は、医療法人高田会が設置する訪問看護ステーション城見（以下「事業所」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項に関する重要事項を定めることにより、事業所の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 事業所は事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービス提供に努めなければならない。

4 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の（介護予防）訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

第3条 (事業の名称及び所在地)

訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーション城見
- (2) 所在地：高知市城見町3-12

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者：看護師1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2)看護職員：常勤換算2.5名以上

(介護予防) 訪問看護計画書及び報告書を作成し訪問看護を実施する。

- (3)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数

訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当する。

- (4)その他の職員：適当数

事業所の運営に必要な事務を担当する。

第5条 (営業日及び営業時間等)

ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日～土曜日 但し、年末年始の期間（12月30日～1月3日）除く。
- (2) 営業時間： 8：30～17：00
- (3) 24時間対応 （電話等に常時対応し緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制とする。）

第6条 (訪問看護の利用時間及び利用回数)

居宅サービス計画書（介護予防サービス計画書）に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し医療保険適用となる場合を除く。

※医師により特別訪問看護指示書が出ている場合は、医療保険を優先適応とする。

第7条（訪問看護の提供方法）

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) サービス提供はわかりやすく説明をしながら行う。
- (2) サービス提供は居宅サービス計画書（介護予防サービス計画書）に基づき、利用者の希望に沿った計画書を作成し機能の維持回復を図るように行う。
- (3) 訪問看護の提供開始は、主治医の文書による指示により行う。

第8条（訪問看護の内容）

訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 定期的な健康チェック及び症状の観察
- (2) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (3) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (4) リハビリテーションに関すること。
- (5) 家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
- (6) 居宅療養管理指導（介護・介護予防）

第9条（緊急時における対応方法）

看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第10条（利用料等）

事業所は、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担割合に応じた額とする。介護保険で居宅サービス計画書（介護予防サービス計画書）に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。料金については重要事項説明書のとおりとする。

第11条（事業を実施する地域）

高知市及び南国市

第12条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス及び介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

第13条（事故処理）

事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第14条（虐待防止のための措置）

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止のため次の措置を講ずるもの

とする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

第15条（衛生管理）

事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止するための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第16条（その他運営についての留意事項）

職員の質的向上を図るため、研究・研修の場を設け業務体制を整備する。（年間3回以上）

- 2 自ら提供する訪問看護の質の評価を行い、常に業務の改善を図る。
- 3 業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、退職した後においてもこれらの秘密を保持すべき事を職員との雇用契約の内容とする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人高田会が定めるものとする。

第17条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常紗医学の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第18条（就業環境の確保）

事業所は、適切な訪問看護ステーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第16条（第三者評価実施状況）

事業所は、第三者評価機関による評価を実施していない。

（附則）

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成18年4月1日改訂する。

平成21年4月1日一部改訂する。

平成22年2月1日一部改訂する。

平成24年4月1日一部改訂する。

平成27年8月1日一部改訂する。

平成30年5月16日一部改訂する。

令和3年4月1日一部改訂する。

令和6年3月31日一部改訂する。